

虫、金属、毛髪に続いて異物混入クレームの発生件数が多いのがプラスチックの異物です。

プラスチックは食品の加工工程で受ける加熱では、変形や着色が起こらないものがあり、これまで、加工工程を経ているのかどうかを特定することは困難でした。

弊社では、プラスチックが食品中で加熱をうけたかどうかを特定する試験を実施しています。(特許 第4920563号 ※ハウス食品グループ保有)



株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台 1-4

TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

- ・プラスチックが加熱された温度の推定が可能です。
- ・製造工程において、異物が加熱工程を経ているかどうかを推定することができます。

異物の種類や量により本検査が実施できないこともあります。まずはご相談下さい。

その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい

<http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 9

20120521

異物バンク®は、ハウス食品分析テクノサービスの登録商標です。